平成20年3月議案概要書市議会定例会(当初予算関係等)

A 予算案件(24件)

1 一般会計

平成20年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

- 2 特別会計
 - (1) 平成20年度富山市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算 歳入歳出予算
 - (2) 平成20年度富山市公債管理特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
 - (3) 平成20年度富山市駐車場事業特別会計予算 歳入歳出予算
 - (4) 平成20年度富山市公共用地先行取得事業特別会計予算 歳入歳出予算
 - (5) 平成20年度富山市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 歳入歳出予算
 - (6) 平成20年度富山市老人保健医療事業特別会計予算 歳入歳出予算
 - (7) 平成20年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算 歳入歳出予算

1

- (8) 平成20年度富山市介護保険事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (9) 平成20年度富山市国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (10) 平成20年度富山市企業団地造成事業特別会計予算 ア 歳入歳出予算 イ 地方債
- (11) 平成20年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (12) 平成20年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
- (13) 平成 2 O 年度富山市競輪事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (14) 平成20年度富山市農業共済事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (15) 平成20年度富山市農業集落排水事業特別会計予算 ア 歳入歳出予算 イ 地方債
- (16) 平成20年度富山市中央卸売市場事業特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
- (17) 平成 2 O 年度富山市分譲住宅·分譲宅地事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (18) 平成20年度富山市賃貸住宅·店舗事業特別会計予算 歳入歳出予算

- 3 企業会計
 - (1) 平成20年度富山市水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 継続費 エ 企業債
 - (2) 平成20年度富山市工業用水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - (3) 平成20年度富山市公共下水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 継続費 エ 企業債
 - (4) 平成20年度富山市病院事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ企業債
 - (5) 平成20年度富山市国民宿舎事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

平成20年度 富山市予算(案)

(単位:千円、%)

	区分	平成20年	变	平成19年	安	対前年度比	較
	会 計 名	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	А-В	A/B
_	般会計	166,317,693	46.6	166,019,412	45.2	298,281	100.2
	1. ケーブルテレビ放送事業特別会計	38,192	0.0	206,729	0.1	▲ 168,537	18.5
	2. 電気通信事業特別会計		0.0	120,532	0.0	▲ 120,532	皆減
	3. 公債管理特別会計	31,885,822	8.9	24,277,081	6.6	7,608,741	131.3
	4. 駐車場事業特別会計	491,081	0.1	595,855	0.2	▲ 104,774	82.4
	5. 公共用地先行取得事業特別会計	39,400	0.0	38,232	0.0	1,168	103.1
	6. 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	50,008	0.0	41,533	0.0	8,475	120.4
	7. 老人保健医療事業特別会計	3,915,940	1.1	39,371,517	10.7	▲ 35,455,577	9.9
	8. 後期高齢者医療事業特別会計	7,819,641	2.2		0.0	7,819,641	皆増
特	9. 介護保険事業特別会計	28,612,884	8.0	27,468,101	7.5	1,144,783	104.2
別会	10. 国民健康保険事業特別会計	34,936,682	9.8	36,957,604	10.1	▲ 2,020,922	94.5
計	11. 企業団地造成事業特別会計	544,273	0.2	711,851	0.2	▲ 167,578	76.5
	12. 牛岳温泉健康センター事業特別会計	236,283	0.1	244,286	0.1	▲ 8,003	96.7
	13. 牛岳温泉スキー場事業特別会計	232,110	0.1	148,889	0.0	83,221	155.9
	14. 競輪事業特別会計	15,451,054	4.3	16,452,975	4.5	▲ 1,001,921	93.9
	15. 農業共済事業特別会計	377,980	0.1	377,004	0.1	976	100.3
	16. 農業集落排水事業特別会計	2,187,438	0.6	1,991,723	0.5	195,715	109.8
	17. 中央卸売市場事業特別会計	382,580	0.1	350,885	0.1	31,695	109.0
	18. 分譲住宅・分譲宅地事業特別会計	936	0.0	3,527	0.0	▲ 2,591	26.5
	19. 賃貸住宅・店舗事業特別会計	228,332	0.1	246,234	0.1	▲ 17,902	92.7
朱	別会計 小計	127,430,636	35.7	149,604,558	40.7	▲ 22,173,922	85.2
	20. 水道事業会計	16,144,980	4.5	14,399,806	3.9	1,745,174	112.1
企	21. 工業用水道事業会計	374,600	0.1	575,303	0.2	▲ 200,703	65.1
業会	22. 公共下水道事業会計	33,669,531	9.4	24,789,814	6.7	8,879,717	135.8
計	23. 病院事業会計	12,489,118	3.5	12,020,788	3.3	468,330	103.9
	24. 国民宿舎事業会計	252,661	0.1	248,505	0.1	4,156	101.7
企	業会計 小計	62,930,890	17.6	52,034,216	14.2	10,896,674	120.9
	合 計	356,679,219	100.0	367,658,186	100.0	▲ 10,978,967	97.0

平成20年度 一般会計予算(案)

(歳入) (単位:千円、%)

区分	平成20年	度	平成19年	度	対前年度比較			
款	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	А-В	A/B		
1 市税	73,839,049	44.4	73,002,937	44.0	836,112	101.1		
2 地方譲与税	1,748,000	1.1	1,743,000	1.0	5,000	100.3		
3 利子割交付金	439,000	0.3	315,000	0.2	124,000	139.4		
4 配当割交付金	398,000	0.2	229,000	0.1	169,000	173.8		
5 株式等譲渡所得割交付金	210,000	0.1	307,000	0.2	▲ 97,000	68.4		
6 地方消費税交付金	4,260,000	2.6	4,450,000	2.7	▲ 190,000	95.7		
7 ゴルフ場利用税交付金	104,000	0.1	91,000	0.1	13,000	114.3		
8 自動車取得税交付金	790,000	0.5	834,000	0.5	▲ 44,000	94.7		
9 地方特例交付金	789,000	0.5	666,500	0.4	122,500	118.4		
10 地方交付税	18,031,000	10.8	20,400,000	12.3	▲ 2,369,000	88.4		
11 交通安全対策特別交付金	101,381	0.1	97,755	0.1	3,626	103.7		
12 分担金及び負担金	2,796,690	1.7	2,821,089	1.7	▲ 24,399	99.1		
13 使用料及び手数料	3,107,358	1.9	3,128,464	1.9	▲ 21,106	99.3		
14 国庫支出金	11,984,336	7.2	12,840,099	7.7	▲ 855,763	93.3		
15 県支出金	7,009,556	4.2	6,391,291	3.8	618,265	109.7		
16 財産収入	443,471	0.3	493,693	0.3	▲ 50,222	89.8		
17 寄附金	10,850	0.0	17,850	0.0	A 7,000	60.8		
18 繰入金	2,447,148	1.5	1,343,718	0.8	1,103,430	182.1		
19 諸収入	20,009,054	12.0	17,627,716	10.6	2,381,338	113.5		
20 市債	17,799,800	10.7	19,219,300	11.6	▲ 1,419,500	92.6		
合 計	166,317,693	100.0	166,019,412	100.0	298,281	100.2		

平成20年度 市税等の一般財源(案)

(単位:千円、%)

区分	平成20年度	平成19年度	対前年度比	較
款項	予算案 A	予算額 B	А-В	A/B
1 市税	73, 839, 049	73, 002, 937	836,112	101.1
(1) 市民税	34, 467, 049	34, 613, 937	▲ 146,888	99.6
ア個人	23, 751, 049	23, 819, 937	▲ 68,888	99.7
イ 法人	10, 716, 000	10, 794, 000	▲ 78,000	99.3
(2) 固定資産税	30, 182, 000	29, 294, 000	888,000	103.0
(3) 軽自動車税	667, 000	637, 000	30,000	104.7
(4) 市たばこ税	2, 589, 000	2, 720, 000	▲ 131,000	95.2
(5) 入湯税	145, 000	147, 000	▲ 2,000	98.6
(6) 事業所税	2, 589, 000	2, 416, 000	173,000	107.2
(7) 都市計画税	3, 200, 000	3, 175, 000	25,000	100.8
2 地方譲与税	1, 748, 000	1, 743, 000	5,000	100.3
(1) 自動車重量譲与税	1, 233, 000	1, 213, 000	20,000	101.6
(2) 地方道路譲与税	430, 000	440, 000	▲ 10,000	97.7
(3) 特別とん譲与税	44, 000	47, 000	▲ 3,000	93.6
(4) 航空機燃料譲与税	41,000	43, 000	▲ 2,000	95.3
3 利子割交付金	439, 000	315, 000	124,000	139.4
4 配当割交付金	398, 000	229, 000	169,000	173.8
5 株式等譲渡所得割交付金	210, 000	307, 000	▲ 97,000	68.4
6 地方消費税交付金	4, 260, 000	4, 450, 000	▲ 190,000	95.7
7 ゴルフ場利用税交付金	104, 000	91,000	13,000	114.3
8 自動車取得税交付金	790, 000	834, 000	4 4,000	94.7
9 地方特例交付金	789, 000	666, 500	122,500	118.4
10 地方交付税	18, 031, 000	20, 400, 000	▲ 2,369,000	88.4
(1) 普通交付税	16, 011, 000	18, 200, 000	▲ 2,189,000	88.0
(2) 特別交付税	2, 020, 000	2, 200, 000	▲ 180,000	91.8
11 臨時財政対策債	3, 797, 000	3, 516, 100	280,900	108.0
12 競輪事業収入	50,000	50,000		100.0
13 その他	532, 554	797, 113	▲ 264,559	66.8
合 計	104, 987, 603	106, 401, 650	▲ 1,414,047	98.7

平成20年度 一般会計予算(案)

(歳出) (単位:千円、%)

区分	平成20年	度	平成19年	度	対前年度均	ú 較
款	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	А-В	A/B
1 議会費	868,442	0.5	860,017	0.5	8,425	101.0
2 総務費	16,032,829	9.6	16,435,137	9.9	▲ 402,308	97.6
3 民生費	40,550,949	24.4	39,157,745	23.6	1,393,204	103.6
4 衛生費	12,342,956	7.4	12,085,906	7.3	257,050	102.1
5 労働費	782,692	0.5	795,071	0.5	▲ 12,379	98.4
6 農林水産業費	5,142,110	3.1	4,523,149	2.7	618,961	113.7
7 商工費	20,138,058	12.1	18,034,411	10.9	2,103,647	111.7
8 土木費	23,721,666	14.3	25,581,924	15.4	▲ 1,860,258	92.7
9 消防費	4,546,285	2.7	4,538,015	2.7	8,270	100.2
10 教育費	19,521,764	11.7	22,341,096	13.5	▲ 2,819,332	87.4
11 災害復旧費	16,500	0.0	23,000	0.0	▲ 6,500	71.7
12 公債費	22,553,442	13.6	21,543,941	13.0	1,009,501	104.7
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
금 計	166,317,693	100.0	166,019,412	100.0	298,281	100.2

平成20年度 一般会計予算性質別構成概要

(単位:千円、%)

区分	平成20年度	度	平成19年	度	対前年度比較		
性質	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	А-В	A/B	
1 人件費	29, 962, 350	18.0	31, 186, 237	18.8	▲ 1,223,887	96.1	
2 扶助費	19, 162, 325	11.5	18, 952, 379	11.4	209,946	101.1	
3 公債費	22, 553, 442	13.6	21, 545, 039	13.0	1,008,403	104.7	
義務的経費小計	71, 678, 117	43.1	71, 683, 655	43.2	▲ 5,538	100.0	
4 普通建設事業費	23, 449, 341	14.1	25, 453, 543	15.3	▲ 2,004,202	92.1	
(1)補助事業費	9, 738, 983	5.9	11, 067, 785	6.7	▲ 1,328,802	88.0	
(2)単独事業費	13, 246, 888	8.0	13, 612, 590	8.2	▲ 365,702	97.3	
(3)県営事業負担金	463, 470	0.3	773, 168	0.5	▲ 309,698	59.9	
5 災害復旧事業費	16, 500	0.0	23, 000	0.0	▲ 6,500	71.7	
投資的経費小計	23, 465, 841	14.1	25, 476, 543	15.3	▲ 2,010,702	92.1	
6 物件費	19, 455, 682	11.7	19, 983, 493	12.0	▲ 527,811	97.4	
7 維持補修費	956, 262	0.6	994, 258	0.6	▲ 37,996	96.2	
8 補助費等	20, 538, 573	12.3	18, 617, 543	11.2	1,921,030	110.3	
(1)負担金寄附金	8, 197, 672	4.9	6, 859, 662	4.1	1,338,010	119.5	
(2)補助交付金	11, 280, 014	6.8	10, 903, 255	6.6	376,759	103.5	
(3)その他	1, 060, 887	0.6	854, 626	0.5	206,261	124.1	
9 積立金	101, 647	0.1	50, 736	0.0	50,911	200.3	
10 投資及び出資金	561, 270	0.3	2, 168, 514	1.3	▲ 1,607,244	25.9	
11 貸付金	17, 860, 670	10.7	16, 411, 018	9.9	1,449,652	108.8	
12 繰出金	11, 599, 631	7.0	10, 533, 652	6.3	1,065,979	110.1	
13 予備費	100, 000	0.1	100, 000	0.1	0	100.0	
合 計	166, 317, 693	100. 0	166, 019, 412	100. 0	298,281	100.2	

B 条例案件(49件)

- 1 富山市市町村合併まちづくり基金条例を廃止する条例制定の件
- (1) 富山市市町村合併まちづくり基金を廃止する。
- (2) 施行期日 平成20年4月1日
- 2 富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)福祉保健部の分掌事務の追加
 - ア 国民健康保険及び国民年金に関する事項
 - イ 後期高齢者医療に関する事項
- (2) 市民生活部の分掌事務の追加等
 - ア 追加する分掌事務 スポーツに関する事項
 - イ 削除する分掌事務 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- (3) 施行期日 平成20年4月1日
- 3 富山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件
- (1)趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、教育に関する事務に係る職務権限の特例に関し必要な事項を 定めるもの

- (2) 教育に関する事務のうち市長が管理・執行する事務
 - ア スポーツに関すること (学校における体育に関することを除く。)
 - イ 文化に関すること (文化財の保護に関することを除く。)
- (3) 施行期日 平成20年4月1日
 - ※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成19年6月 27日公布。平成20年4月1日施行)に伴うもの
- 4 富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 再度の育児休業ができる特別の事情の追加

- (2) 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に係る規定の改正
- (3) 引用条文その他規定の整備
- (4) 施行期日 公布の日
 - ※ (3)は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(平成19 年5月16日公布。同年8月1日施行)に伴うもの
- 5 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改 正する条例制定の件
- (1) 引用条文の整備
- (2) 任期付短時間勤務職員に係る給与条例の読替規定の整備
- (3) 施行期日 平成20年4月1日。ただし、(1) は、公布の日
- ※ (1)は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(平成19 年5月16日公布。同年8月1日施行)に伴うもの
- 6 富山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)職名の変更による改正 「助教授」 → 「准教授」
- (2)施行期日 平成20年4月1日
- 7 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)特殊勤務手当の改正
 - ア 医療・保健業務手当における手当の追加
 - (ア)入院患者の指導及び説明の業務に従事したとき。 1回 2,000円(患者1人につき1回に限る。)
 - (イ) 臨床研修医の指導業務に従事したとき。

日額 1,000円

- イ 夜間診療等業務手当の改正
 - ・正規の勤務時間外に救急診療業務に1時間以上従事したとき。

1時間につき1,240円

Į

- (ア) (イ)以外の救急診療業務
 - 1時間につき1,500円
- (イ) 緊急かつ高度な救急救命の処置又は手術
 - 1時間につき5,000円
- (2) 宿日直手当の改正
 - (ア) 医師の宿日直勤務

勤務1回につき 20,000円 → 30,000円

(イ) 執務時間が通常の執務時間の2分の1に相当する時間である日から

引き続いて行われる医師の宿直勤務

勤務1回につき 30,000円 → 45,000円

- (3)研究職給料表の廃止
- (4)教育職給料表の適用となる職名の改正 「助教授」 → 「准教授」
- (5) 施行期日 平成20年4月1日
- 8 富山市ケーブルテレビ八尾放送施設等条例及び富山市八尾電気通信事業施 設条例を廃止する条例制定の件
- (1)次の条例を廃止する。
 - ア 富山市ケーブルテレビ八尾放送施設等条例
 - イ 富山市八尾電気通信事業施設条例
- (2) 施行期日 平成20年4月1日

9 富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例制定の件

(1)使用料の改正

種別											超過				
	9時~ 12時	13時 ~15 時	16時 ~18 時	19時 ~21 時	19時 ~22 時30 分	9時~ 15時	13時 ~18 時	16時 ~21 時	16時 ~22 時30 分	9時~ 18時	13時 ~21 時	13時 ~22 時30 分	9時~ 21時	9時~ 22時 30分	料金1 時間 につき (円)
舞台稽古場	3,740	3,080	3,410	3,630	7,040	5,720	5,500	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,340	12,870	2,420
リハーサル室	3,740	3,080	3,410	3,630	7,040	5,720	5,500	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,340	12,870	2,420
大練習室	2,420	1,980	2,090	2,420	4,510	3,960	3,630	3,960	5,940	5,500	5,500	7,260	7,040	8,800	1,430
中練習室	1,650	1,430	1,540	1,650	3,190	2,750	2,640	2,860	4,180	3,850	3,850	5,170	4,950	6,160	990
練習室(1か ら4まで、21、 22及び30か ら34までの各 室)	550	550	550	660	1,430	990	990	1,100	1,870	1,430	1,540	2,200	1,870	2,530	550
練習室(5か ら20まで及び 23から29まで の各室)	440	440	440	550	1,100	770	770	880	1,430	1,100	1,210	1,760	1,540	1,980	440
研修室	1,320	1,430	1,870	2,200	5,390	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,620	7,370	5,390	7,920	1,870
会議室	1,320	1,430	1,870	2,200	5,390	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,620	7,370	5,390	7,920	1,870
舞台美術製作室	日額990円														
アトリエ	日額1,540円														
附属設備	規則で	見則で定める額													

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

 \downarrow

種別					使.	用時間	区分	こよる	金額(I	円)					超過
	9時~ 12時	13時 ~15 時	16時 ~18 時	19時 ~21 時	19時 ~22 時30 分	9時~ 15時	13時 ~18 時	16時 ~21 時	16時 ~22 時30 分	9時~ 18時	13時 ~21 時	13時 ~22 時30 分	9時~ 21時	9時~ 22時 30分	料金1 時間 につき (円)
舞台稽古場	3,740	3,080	3,300	3,630	6,950	5,720	5,400	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,300	12,870	2,420
リハーサル室	3,740	3,080	3,300	3,630	6,950	5,720	5,400	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,300	12,870	2,420
大練習室	2,420	1,900	2,000	2,420	4,510	3,900	3,630	3,900	5,940	5,400	5,400	7,260	6,950	8,800	1,430
中練習室	1,650	1,430	1,540	1,650	3,190	2,700	2,600	2,860	4,100	3,850	3,850	5,170	4,950	6,100	990
練習室(1か ら4まで、21、 22及び30か ら34までの各 室)	500	500	500	600	1,430	990	990	1,000	1,800	1,430	1,540	2,200	1,800	2,500	500
練習室(5か ら20まで及び 23から29まで の各室)	4()()	400	400	500	1,000	770	770	880	1,430	1,000	1,100	1,760	1,540	1,900	400
研修室	1,200	1,430	1,800	2,200	5,300	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,600	7,370	5,300	7,920	1,800
会議室	1,200	1,430	1,800	2,200	5,300	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,600	7,370	5,300	7,920	1,800
舞台美術製作室	日額990円														
アトリエ		日額1,540円													
附属設備	規則で	規則で定める額													

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 市外に住所を有する者の使用料の額は、当該使用料の額に20パーセントに相当する額を加算した額とする。

- (3) 施行期日 平成20年7月1日
- 10 富山市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)特別会計の追加

名称	目的
富山市後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業

(2)特別会計の廃止

名称	目的
富山市電気通信事業特別会計	電気通信事業

- (3) 施行期日 平成20年4月1日
- 11 富山市企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
 - (1)趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、本市において企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるもの

- (2)施行期日 平成20年4月1日
 - ※ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定(平成19年5月11日公布。同年6月11日施行)に伴う もの
- 12 富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)引用条文の整備
- (2)施行期日 平成20年4月1日
 - ※ 水質基準に関する省令の一部改正(平成19年11月14日公布。平成 20年4月1日施行)に伴うもの

- 13 富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)受給対象者の範囲の変更1歳以上60歳未満 → 65歳未満
- (2) 受給者における所得制限に係る規定等の整備
- (3)保険医療機関等の追加
- (4) 施行期日 平成20年10月1日。ただし、(3) は、同年4月1日
- 14 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)保育所の廃止

富山市立堀川南保育所、富山市立大沢野中央保育所、富山市立大庄保育 所、富山市立杉原保育所及び富山市立鵜坂保育所を廃止する。

(2)保育所の統合

名 称	
富山市立細入北部保育所	富山市楡原1315番地
富山市立細入南部保育所	富山市猪谷912番地1

 \downarrow

名 称	位 置
富山市立ほそいり保育所	富山市楡原1315番地

- (3) 施行期日 平成20年4月1日
- 15 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)富山市立五福児童館の位置の変更 富山市五福3224番地2↓

富山市五福4431番地1

(2) 施行期日 平成20年6月1日

- 16 富山市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 受給者における所得制限の新設

養育者の前年(一定期間内に助成対象期間が新たに始まる場合は、前々年)の所得が、規則で定める額以上であるときは、助成をしないものとする。

- (2)保険医療機関等の追加
- (3) 受給対象乳幼児から重度心身障害者医療費の受給対象者を除外
- (4) 施行期日 平成20年10月1日。ただし、(2) は、同年4月1日
- 17 富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 受給者における所得制限の新設

妊産婦の前年(一定期間内に助成対象期間が新たに始まる場合は、前々年)の所得が、規則で定める額以上であるときは、助成をしないものとする。

- (2) その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成20年10月1日。(2) は、公布の日
- 18 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 受給者における所得制限の規定の改正 前々年の所得で所得制限の判定をする期間の変更
- (2)保険医療機関等の追加
- (3) 引用している法律の名称の変更
- (4) 施行期日 平成20年10月1日。ただし、(2) 及び(3) は、同年 4月1日
 - ※ (3)は、老人保健法の一部改正(平成18年6月21日公布。平成 20年4月1日施行)に伴うもの

- 19 富山市老人医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 受給対象者の変更
- 一定の障害を有する者のうち
 - 65歳以上の者
 - 60歳以上65歳未満で重度の障害を有する者

1

- 一定の障害を有する者のうち
 - 75歳以上の者
 - ・65歳以上75歳未満の者で重中度の障害を有する者(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者に限る。)
 - ・65歳以上75歳未満の者で軽度の障害を有する者
- (2) 受給者における所得制限の規定の新設

その者の属する世帯の前年(一定期間内に助成対象期間が新たに始まる場合は、前々年)の合計所得金額が1,000万円以上の者については、助成をしないものとする。

- (3) 保険医療機関等の追加
- (4) 引用している法律の名称の変更
- (5) 施行期日 平成20年4月1日。ただし、(2) は、同年10月1日
- ※ (4)は、老人保健法の一部改正(平成18年6月21日公布。平成 20年4月1日施行)に伴うもの
- 20 富山市後期高齢者医療に関する条例制定の件
 - (1)本市が行う後期高齢者医療の保険料の徴収の事務等について、次の事項 を定めるもの
 - ア 保険料を徴収すべき被保険者
 - イ 普通徴収の保険料の納期
 - ウ 延滞金
 - 工 過料

- (2) 施行期日 平成20年4月1日
 - ※ 老人保健法の一部改正(平成18年6月21日公布。平成20年4月 1日施行)に伴うもの
- 21 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 平成18年度及び平成19年度における税制改正に伴う激変緩和措置を 平成20年度まで延長するもの
- (2) 施行期日 平成20年4月1日
 - ※ 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正(平成19年12月12日公布。平成20年4月1日施行)に伴うもの
- 22 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
 - (1)引用条文の整備
 - (2) 施行期日 戸籍法の一部を改正する法律の施行の日
 - ※ 戸籍法の一部改正(平成19年5月11日公布。公布の日から起算して 1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行)によるもの
- 23 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 一部負担金の改正

ア 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2 イ 70歳以上の者の一部負担金 10分の1 → 10分の2

(2)保険料の賦課額の改正基礎賦課額及び介護納付金賦課額

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額

(3) 基礎賦課額の改正

ア 基礎賦課総額

(ア)の額の見込額から(イ)の額の見込額を控除した額を基準として算定した額

(ア)次の費用の額の合算額

- ・療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控 除した額
- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び 高額介護合算療養費の支給に要する費用
- 前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額
- ・保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要 する費用

(イ) 次の費用の額の合算額

- 国庫負担金
- 調整交付金
- 都道府県調整交付金
- 繰入金
- 前期高齢者交付金
- 補助金及び貸付金
- 国民健康保険事業に要する費用のための収入金

イ 基礎賦課額の料率

- (ア) 所得割額 1,000分の86 → 1,000分の55
- (イ)被保険者均等割額 25,200円 → 24,000円
- (ウ) 世帯別平等割額 27,600円 → 16,800円
- (工) 限度額 530,000円→ 470,000円

(4)後期高齢者支援金等賦課額の創設

ア 後期高齢者支援金等賦課総額

(ア)の額の見込額から(イ)の額の見込額を控除した額を基準として 算定した額

- (ア)後期高齢者支援金等の納付に要する費用
- (イ) 次の費用の額の合算額
 - 国庫負担金
 - 調整交付金
 - 都道府県調整交付金

- 補助金及び貸付金
- 国民健康保険事業に要する費用のための収入金
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の料率
 - (ア) 所得割額 1,000分の17
 - (イ)被保険者均等割額 7,200円
 - (ウ)世帯別平等割額 5,400円
 - (エ) 限度額 120,000円
- (5)介護納付金賦課額の料率の改正
 - ア 所得割額 1,000分の10 → 1,000分の20
 - イ 被保険者均等割額 5,400円 → 9,000円
- (6) 保険料の減額及び保険料の減免の改正
- (7) 普通徴収に係る保険料の納期等に係る規定の整備
- (8) 引用条項その他規定の整備
- (9) 施行期日 平成20年4月1日。ただし、(7) は、同年10月1日
 - ※ (1)及び(7)は、国民健康保険法の一部改正(平成18年6月14日公布。平成20年4月1日施行)によるもの。(2)、(3)のア及び(6)は、国民健康保険法施行令の一部改正(平成20年2月1日公布。同年4月1日施行)によるもの。(4)は、高齢者の医療の確保に関する法律(平成18年6月21日公布。平成20年4月1日施行)によるもの
- 24 富山市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)使用者の範囲の拡大30歳以下の勤労青少年 → 35歳未満の勤労青少年
- (2)施行期日 平成20年4月1日

25 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件 (1) 使用料の改正(定額料金制から従量料金制に移行)

世帯	月額(円)
1人世帯	3, 750
2 人以上世帯	4, 430

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

1

ア 一般汚水

/ /////					
基本使用料	従量使用料				
月額(円)	排除汚水量	単価(円) (1立方メートルにつき)			
	10立方メートルまでの分	6 0			
	10立方メートルを超え20立方メート ルまでの分	160			
	20立方メートルを超え30立方メート ルまでの分	1 7 0			
6 0 0	30立方メートルを超え50立方メート ルまでの分	2 2 0			
	5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	3 0 0			
	100立方メートルを超え500立方メ ートルまでの分	3 2 0			
	5 0 0 立方メートルを超え 1 , 0 0 0 立 方メートルまでの分	3 4 0			
	1, 000立方メートルを超える分	3 4 5			

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 公衆浴場汚水

基本使	用料	従量使用料		
	ш)	排除汚水量	単価(円)	
月額(H)		(1立方メートルにつき)	
100立方メー	1 0 1 0	100立方メートルを	1.0	
トルまで 1, 910		超える分	1 9	

- (2) 口座振替による使用料を納付する場合の使用料の減額規定の追加
- (3) 施行期日 平成20年4月1日
- 26 富山市公害健康被害者の救済に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)引用している法律の名称の変更
- (2)施行期日 平成20年4月1日
 - ※ 老人保健法の一部改正(平成18年6月21日公布。平成20年4月 1日施行)に伴うもの
- 27 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)産科診療料の改正

ア 分べん介助料の改正

区分	分		金額
帝	昼間	単胎	80,000円
王		多胎	80,000円に第2児以降、1
切			児につき 40,000 円を加算
開			した額
の	夜間等	単胎	80,000円
場		多胎	80,000 円に第 2 児以降、1
合			児につき 40,000 円を加算
			した額
	深夜	単胎	80,000円
		多胎	80,000 円に第 2 児以降、1
			児につき 40,000 円を加算
			した額
そ	昼間	単胎	120,000円
の		多胎	120,000 円に第 2 児以
他			降、1 児につき 60,000円
の			を加算した額
場	夜間等	単胎	130,000円

金額
80,000円
80,000 円に第 2 児以降、1
児につき 40,000 円を加算
した額
84,000円
84,000 円に第 2 児以降、1
児につき 42,000 円を加算
した額
94, 500 円
94,500 円に第 2 児以降、1
児につき 47,250 円を加算
した額
150,000円
150,000 円に第 2 児以降、1
児につき 75,000 円を加算
した額
160,000円

合		多胎	130,000 円に第 2 児以		
			降、1 児につき 65,000円		
			を加算した額		
	深夜	単胎	140,000円		
		多胎	140,000 円に第 2 児以		
			降、1 児につき 70,000円		
			を加算した額		

160,000 円に第2児以降、1
児につき 80,000 円を加算
した額
180,000円
180,000 円に第2児以降、1
児につき 90,000 円を加算
した額

イ 人工妊娠中絶料の改正

区分	金額
妊娠満 11 週まで	80,000円
妊娠満 12 週から満 15 週まで	110,000円
妊娠満 16 週から満 21 週まで	130,000円

金額
90,000円
120,000円
150,000円

ウ 新たに設ける使用料

区分	金額	
人工授精料	5,000円	
精製人工授精料	8,000円	
緊急経口避妊薬(処方料を含む。)	8,000円	
羊水検査	50,000円	
母体血清マーカーテスト(クアトロテスト)	10,000円	

エ 人工妊娠中絶と同時に行う不妊手術料及び経口避妊薬の使用料の削除

(2) 歯科診療料の改正

区分	単位	金額	備考			
矯正診断	1 件	300,000 円以内				
矯正装置	1 装置	150,000円	金属の種類に応じ			
小児義歯	1 床	30,000円	て、又は特殊診断の場			
鋳造冠(金合金)	1 歯	45,000円	合若しくは特別装置			
金属焼付ポーセレン冠		55,000円	を使用した場合には			
ポーセレンジャケット冠		42,000円	その程度に応じて、左			
金属床	1 床	150,000円	欄の金額を増減する。			

区分	単位	金額	備考

	鋳造歯冠側	 & 復	1 歯	55 000 円	修復物等の種
歯冠	構造支台等				類若しくは歯
· 社			<u> </u> 		
復	根面キャン	9 7			牙の欠損状態
料					に応じ、又は特
					殊な技術若し
欠	有床義歯		1床	50,000円	くは装置を要
損補	テレスコ-	- プクラウン	1 歯	70,000円	する場合には
州て	アタッチン	メント	1 装置	40,000円	その程度に応
つ					じて、左欄の金
料					額を増減す
	インプラン	ント診断料	1 回	10,000円	る。
	一次手術	1 歯の場合		140,000円	
1		複数歯の場合		140,000円に第2	
インプラント				歯以降、80,000	
ブラ				円を加算した額	
<u>ک</u>	二次手術	1 歯の場合		20,000円	
		複数歯の場合		20,000 円に第2	
				歯 以降 、 15,000	
				円を加算した額	
	インプラン	ント上部構造	1 歯	120,000円	
	インプラン	ント前手術	1 回	62,000円	
	インプラン	ント経過観察料		1,000円	

(3)検査料の改正

ア 新たに設ける使用料

区分		単位	金額	備考
PETがんドック	Α	1 回	134,000円	
使用料	В		146,000円	Aの検査に乳房検査及び子
				宮検査を加えたものとする。

イ 乳がん検診料及び前立腺検査料(通常の検査に触診及び前立腺エコーを 加えたもので、人間ドックと併せて受けるものに限る。)の削除

(4)施行期日 平成20年4月1日

28 富山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定の件

(1)趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるもの

(2) 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合の特例

(ア)緑地

100分の20を、100分の15、100分の10又は100分の 5に緩和する区域の設定

(イ)環境施設

100分の25を、100分の20、100分の15又は100分の 10に緩和する区域の設定

(3) 施行期日 平成20年4月1日

※ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定(平成19年5月11日公布。同年6月11日施行)に伴う もの

29 富山市牛岳温泉健康センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 牛岳温泉健康センターの入浴料の回数券及び年間使用券の改正

	種別単位		金額(円)		
			市内に住所を有	市外に住所を有	
			する者	する者	
		11枚つづり	4,	1 4 0	
	回数券	23枚つづり	8,	1 4 0	
		35枚つづり	12,	1 4 0	
年 間 使 用	大人(中学生以上)	1 人につき	7, 620	19,050	
券	小 人 (小 学 生)		5, 710	14, 290	

			↓		
	種別	単位	金額(円)		
			市内に住所を有	市外に住所を有	
			する者	する者	
回数券		11枚つづり	4, 140		
年間	大人(中学生		11, 430	19,050	
使 用	以上)	1 年間			
券	小 人 (小 学 生)		8, 570	14, 290	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

- (2)施行期日 平成20年5月1日
- 30 富山市牛岳温泉スキー場条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 富山市牛岳温泉スキー場ユートピアゲレンデの廃止

(2)団体の使用料の設定

種別	金額(円)			
	団体(2(0人以上)		
	大人 (中学生以上)	小人 (小学生)		
1 回券	1 5 0	1 1 0		
15回券	2,000	1, 430		
3 時間券	1, 900	1, 370		
5 時間券	2, 190	1, 520		
1 日 券	2, 670	1, 620		
2 日 券	4, 570	3, 050		
ナイター券	1, 420	8 6 0		
全日券	3, 050	2, 190		

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(3) 施行期日 平成20年4月1日

- 31 富山市営農サポートセンター条例制定の件
- (1)趣旨

市民の農業への理解を深め、農業の新たな担い手の育成を推進し、もって本市の農業の振興と発展に資するため、富山市営農サポートセンターを設置するもの

- (2)位置 富山市月岡町三丁目101番地
- (3)事業
 - ア農業に係る研修及び講座等の開催に関すること。
 - イ 農業者の支援に関すること。
 - ウ その他目的を達成するために必要な事業
- (4) 施設

管理棟(会議室及び資料室)、講義・研修棟、研修ほ場及び低温処理庫

- (5) 附則で富山市農業センター条例を廃止する。
- (6) 施行期日 平成20年4月1日
- 32 富山市農業構造改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件
 - (1)題名の改正

富山市農業構造改善センター等条例

 \downarrow

富山市農村環境改善センター等条例

- (2) 富山市農業構造改善センターを廃止する。
- (3) 施行期日 平成20年4月1日
- 33 富山市山田自然休養村条例の一部を改正する条例制定の件
 - (1)施設の追加

富山市山田ふれあい森林公園 富山市山田赤目谷13番地2

(2) 施行期日 平成20年4月1日

34 富山市農業集落汚水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用料の改正(各地域の使用料の統一化)

ア 一般汚水

/ // // //				
基本使用料	従量使用料			
月額(円)	排除汚水量	単価(円) (1立方メートルにつき)		
	10立方メートルまでの分	6 0		
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	1 6 0		
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	1 7 0		
6 0 0	3 0 立方メートルを超え5 0 立方メートルまでの分	2 2 0		
	5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メ ートルまでの分	3 0 0		
	100立方メートルを超え500立方 メートルまでの分	3 2 0		
	500立方メートルを超え1,000立 方メートルまでの分	3 4 0		
	1,000立方メートルを超える分	3 4 5		

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 公衆浴場汚水

基本使用料		従量使用料		
月額(円)		排除汚水量	単価(円) (1立方メートルにつき)	
100立方メートルまで	1, 910	100立方メートル を超える分	1 9	

- (2) 口座振替による使用料を納付する場合の使用料の減額規定の追加
- (3) 施行期日 平成20年4月1日

- 35 富山市農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)農村公園の追加

名 称	位置
富山市余川農村公園	富山市婦中町余川2110番地
富山市上吉川農村公園	富山市婦中町上吉川1074番地

- (2) 施行期日 平成20年4月1日
- 36 富山市農業委員会に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
 - (1) 富山市農業委員会に関する条例の一部改正
 - ・第10選挙区の選挙区の区域の町の名称の追加 「婦中町夢ケ丘」を加える。
 - (2) 富山市総合行政センター設置条例の一部改正
 - ・富山市婦中総合行政センターに係る所管区域の町の名称の追加 「婦中町夢ケ丘」を加える。
 - (3) 富山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正
 - ・婦中消防署に係る管轄区域の町の名称の追加 「婦中町夢ケ丘」を加える。
 - (4) 施行期日 土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の 公告のあった日の翌日
- 37 富山市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例制定の件
 - (1) 「教育委員会」を「市長」に改める等所要の改正を行う。
 - ア 富山市スポーツ振興審議会条例の一部改正
 - イ 富山市民プラザホール条例の一部改正
 - ウ 富山市立市民学園条例の一部改正
 - エ 富山市大沢野生涯学習センター条例の一部改正
 - オ 富山市大久保ふれあいセンター条例の一部改正
 - カ 富山市大沢野文化会館条例の一部改正
 - キ 富山市大沢野植物園条例の一部改正
 - ク 富山市大山文化会館条例の一部改正
 - ケ 富山市地区コミュニティセンター条例の一部改正

- コ 富山市八尾コミュニティセンター条例の一部改正
- サ 富山市八尾ふらっと館条例の一部改正
- シ 富山市八尾美術保存展示館条例の一部改正
- ス 富山市婦中ふれあい館条例の一部改正
- セ 富山市音川交流センター条例の一部改正
- (2)施行期日 平成20年4月1日
- 38 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例制定の件
- (1)趣旨

本市の博物館等の利用の促進を図るため、博物館等における共通観覧券の発行に関し必要な事項を定めるもの

(2) 対象施設

富山市科学博物館、富山市郷土博物館、富山市民俗民芸村の博物館施設、富山市浮田家、富山市森家、富山市大山歴史民俗資料館、富山市八尾化石資料館、富山市八尾おわら資料館、富山市八尾美術保存展示館、富山市猪谷関所館、富山市八尾曳山展示館及び富山市ファミリーパーク

(3) 共通観覧券の種類

ア 3日間共通観覧券 最初に博物館等の観覧等を行った日から起算して 3日間観覧等を行うことができる共通観覧券

イ 年間共通観覧券 発行した日から起算して1年間博物館等の観覧等 を行うことができる共通観覧券(市内に住所を有 する者に限り発行)

(4) 共通観覧券の額

ア 3日間共通観覧券 670円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 年間共通観覧券 950円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(5) 施行期日 平成20年4月1日

39 富山市郷土博物館条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市郷土博物館条例の一部改正

・観覧料の改正

	種別	金額(円)		
		個人	団体(20人	
			以上)	
富山市郷土博	大人(高校生以上)	200	1 6 0	
物館	小人(小学生及び中学生)	1 0 0	8 0	
富山市佐藤記	大人(高校生以上)	200	1 6 0	
念美術館	小人(小学生及び中学生)	1 0 0	8 0	
全館	大人(高校生以上)	3 3 0	2 7 0	
	小人(小学生及び中学生)	160	1 3 0	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

1

	種別	金額(円)		
		個人	団体(20人	
			以上)	
富山市郷土博	大人(高校生以上)	1 9 0	1 5 0	
物館	小人(小学生及び中学生)	9 5	8 0	
富山市佐藤記	大人(高校生以上)	1 9 0	1 5 0	
念美術館	小人(小学生及び中学生)	9 5	8 0	
	大人(高校生以上)	290	2 3 0	
全館	小人(小学生及び中学生)	1 4 0	1 1 0	

(2) 富山市民俗民芸村条例の一部改正

・観覧料の改正

	種別	金額(円)					
		個人			団体(20人以上)		
		1館(富山 市篁牛人記 念美術館を 除く。)	富山市篁 牛人記念 美術館	全館	1館(富山 市篁牛人記 念美術館を 除く。)	富山市篁 牛人記念 美術館	全館
大人以上	、(高校生 :)	100	200	600	8 0	160	480
	(小学生) (中学生)	5 0	100	3 0 0	4 0	8 0	2 4 0

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

1

種別	金額((円)	
	個	人	団体(2	0人以上)
	1 館	全館	1 館	全館
大人(高校生以上)	9 5	4 8 0	8 0	3 8 0
小人 (小学生及び中学生)	5 0	2 4 0	4 0	190

- (3) 富山市浮田家条例の一部改正
 - 大人(高校生以上)の観覧料の改正
 1 ○ 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) → 9 5 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (4) 富山市森家条例の一部改正
 - 大人(高校生以上)の観覧料の改定
 1 O O 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) → 9 5 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (5) 富山市大山歴史民俗資料館条例の一部改正
 - 大人(高校生以上)の観覧料の改定
 - 1 ○ 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) → 9 5 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

- (6) 施行期日 平成20年4月1日
- 40 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件
- (1) 富山市立五福公民館の位置の変更 富山市五福3224番地2

富山市五福4431番地1

- (2) 施行期日 平成20年6月1日
- 41 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件
 - (1)使用料等の改正
 - ア 個人使用の使用料

総合体育館、東富山体育館、2000年体育館、市民球場、市民プール、東富山温水プール、馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふれあい公園庭球場、東富山運動広場庭球場、屋内ゲートボール場、パークゴルフ場、大沢野総合運動公園陸上競技場、大山社会体育館、大山総合体育センター、大山B&G海洋センター体育館、大山B&G海洋センタープール、大山テニスコート、八尾スポーツアリーナ、婦中体育館、婦中スポーツプラザプール、婦中スポーツプラザテニスコート、婦中武道館及び山田総合体育センター

イ 回数券の使用料等

東富山体育館、2000年体育館、市民球場、東富山温水プール、馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふれあい公園庭球場、東富山運動広場庭球場、大山総合体育センター、大山テニスコート、八尾スポーツアリーナ、婦中体育館、婦中スポーツプラザプール、婦中スポーツプラザテニスコート、山田総合体育センター及び八尾B&G海洋センタープール

ウ期間使用券の使用料等

総合体育館、市民プール、東富山温水プール、北部プール、パークゴルフ場、大山総合体育センター、八尾スポーツアリーナ、婦中体育館及び八尾B&G海洋センタープール

- エ スポーツ施設使用カードの使用料 総合体育館及び市民プール
- (2) 市外に住所を有する者に係る回数券、期間使用券及びスポーツ施設使用 カードの使用料等の額は、当該使用料等の額に25パーセントに相当する 額を加算した額とする。
- (3) 「教育委員会」を「市長」に改める等所要の改正を行う。
- (4) 施行期日 平成20年4月1日
- 42 富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)体育文化センター及び庭球場の個人使用及び回数券の使用料の改正
- (2) 市外に住所を有する者に係る回数券の使用料の額は、当該使用料の額に 25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- (3) 「教育委員会」を「市長」に改める等所要の改正を行う。
- (4)施行期日 平成20年4月1日
- 43 富山高岡広域都市計画事業下新町土地区画整理事業施行に関する条例の一 部を改正する条例制定の件
 - (1)事務所の所在地の変更富山市下新町4番27号 → 富山市新桜町7番38号
 - (2)施行期日 平成20年4月1日

- 44 富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)運動広場の廃止
- (2) 入園料及び遊戯施設の使用料の改正等

ア 入園料

₹	重別	入園料		
区分		個人	団体(30人以上)	
大人(高校生以上)		580 円	390 円	
小人(小学生及び中学生)		190 円	100円	
年間使用券		1,715円		

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

,	Į.	
種別	入園料	
区分	個人	団体(30 人以上)
大人(高校生以上)	480 円	380 円
小人(小学生及び中学生)	無料	無料
年間使用券	1, 430 円	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

- イ 遊戯施設
 - 290円以内で市長が定める額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

 \downarrow

- 380円以内で市長が定める額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (3) 施行期日 平成20年4月1日
- 45 富山市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定の件
 - (1) 富山市営住宅管理条例の一部改正
 - ア 入居者の資格要件の追加
 - (ア)入居し、又は同居しようとする者が現に市税を滞納していないこと。
 - (イ)入居し、又は同居しようとする者が現に市営住宅その他規則で定め る住宅等に係る家賃等を滞納していないこと。
 - (ウ) 入居し、又は同居しようとする者が暴力団員でないこと。
 - イ 住宅の明渡要件の追加
 - (ア) 同居者が不正の行為によって入居したときその他同居者が一定の義

務違反をしたとき。

(イ)入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したとき。

- (2) 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部改正 (1) と同様の改正
- (3) 富山市特定公共賃貸住宅条例の一部改正
 - (1)と同様の改正
- (4) 富山市地域特別賃貸住宅条例の一部改正
 - (1)と同様の改正
- (5) 富山市稲代住宅条例の一部改正
 - (1)と同様の改正
- (6) 施行期日 平成20年4月1日
- 46 富山市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - (1) 簡易水道事業の廃止(水道事業と統合)
 - (2)経営の基本の改正

ア 水道事業

(ア) 給水人口

415, 800人 \rightarrow 416, 000人

(イ) 1日最大給水量

217,987.5立方メートル → 213,500立方メートル

- イ 工業用水道事業
 - 1日最大給水量

121,000立方メートル → 91,000立方メートル

(3) 施行期日 平成20年4月1日

- 47 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する 条例制定の件
- (1)給与の減額規定における育児部分休業の対象となる子の改正3歳に満たない子 → 小学校就学の始期に達するまでの子
- (2) その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成20年4月1日
- 48 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- (1)水道料金の改正

ア 水道料金

(ア) 一般用

基本米	斗金	金		
メーターの口径	月額	使用水量		単価(円)
(ミリメートル)	(円)			(1立方メートルにつき)
13	400		10 立方メートルまでの分	60
20	400	の口径が 20 ミリ	10 立方メートルを超え 20 立方メート ルまでの分	110
25	600	メートル 以下のも	20 立方メートルを超え 30 立方メート ルまでの分	130
30	600	の	30 立方メートルを超え 50 立方メート ルまでの分	140
40	600		50 立方メートルを超え 100 立方メート ルまでの分	150
50	2, 000		100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	160
75	2, 000		500 立方メートルを超え 1,000 立方 メートルまでの分	170
100	2, 000		1,000 立方メートルを超える分	175
150	5, 000	メーター	10 立方メートルまでの分	60
200	5, 000	の口径が 25 ミリ	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	140
		メートル 以上のも	20 立方メートルを超え 30 立方メート ルまでの分	150
		Ø	30 立方メートルを超え 50 立方メート ルまでの分	160
			50 立方メートルを超え 100 立方メート ルまでの分	190
			100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	200
			500 立方メートルを超え 1,000 立方 メートルまでの分	210
			1,000 立方メートルを超える分	215

(イ) 公衆浴場用

基本料金		従量料金		
基本水量	D \$5 (m)	住田北 島	単価(円)	
(立方メートル)	月額(円)	使用水量	(1立方メートルにつき)	
50	3, 150	50立方メートルを超える分	50	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(ウ)船舶用

使用水量1立方メートルにつき220円

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(エ)臨時用

基本料金				
基本水量	日 友 / 四)	ᄷᄱᆉᄛ	単価(円)	
(立方メートル)	月額(円)	使用水量	(1立方メートルにつき)	
10	9, 500	10立方メートルを超える分	280	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

次の表に定める給水区域における料金については、同表に定めるとおりとする。

基本料金			従量料金		
給水区域	メーターの口径	基本水量	月額	使用水量	単価(円)
	(ミリメートル)	(立方メートル)	(円)		(1立方メートルにつき)
猪谷南部、猪					
谷北部、吉野			1, 238		
及び山田谷					
寺津	13	10	952	10立方メートルを超	42
	20	10	990	える分	42
布尻、町長、	13	10	790	 10立方メートルを超	
舟渡及び小糸 ・伏木	20	10	828	える分	76

イ 加入金

給水管の口径	加入金の額		
(ミリメートル)	(円)		
1 3	45,000		
2 0	75,000		
2 5	190,000		
3 0	350,000		
4 0	630,000		
5 0	1, 080, 000		
7 5	2, 800, 000		
1 0 0	5, 500, 000		
1 5 0	15, 400, 000		
	口径別の断面積比及び流		
200	量比を考慮して管理者が		
	定める額		

- (2) 給水装置工事の設計審査及び工事しゅん工検査に係る手数料の廃止
- (3) 口座振替による料金を納付する場合の料金の減額規定の追加
- (4) 簡易水道事業を廃止することに伴う規定の整備
- (5) 施行期日 平成20年4月1日

49 富山市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用料の改正(各地域の使用料の統一化)

ア 一般汚水

基本使用料	従量使用料		
日始 (四)	世際江北島	単価(円)	
月額(円) 	排除汚水量	(1立方メートルにつき)	
	10立方メートルまでの分	60	
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	160	
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	170	
600	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220	
600	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	300	
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	320	
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340	
	1,000立方メートルを超える分	345	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 公衆浴場汚水

1 271474 237373			
基本使用料	基本使用料		
月額(円)		排除汚水量	単価(円) (1立方メートルにつき)
100立方メートルまで	1, 910	100立方メートルを超える分	19

- (2) 口座振替による使用料を納付する場合の使用料の減額規定の追加
- (3) 引用条文その他規定の整備
- (4)施行期日 平成20年4月1日

C その他案件(9件)

- 1 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する件
- 2 字の区域の新設の件
 - (1)婦中町田島
- 3 財産の無償譲渡の件
 - (1) 堀川南保育所を社会福祉法人富山学院福祉会へ譲渡するもの
 - ア 場 所 富山市大町16番地1
 - イ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
 - ウ 床面積 1,117.26㎡
 - (2) 大沢野中央保育所を社会福祉法人秀愛会へ譲渡するもの
 - ア 場 所 富山市西大沢148番地3
 - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
 - ウ 床面積 884.39㎡
 - (3) 大庄保育所を社会福祉法人上滝保育園へ譲渡するもの
 - ア 場 所 富山市田畠493番地2
 - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
 - ウ 床面積 1,048.20㎡
 - (4) 杉原保育所を社会福祉法人やつおこども福祉会へ譲渡するもの
 - ア 場 所 富山市八尾町黒田2630番地
 - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
 - ウ 床面積 2,671.05㎡
 - (5) 鵜坂保育所を社会福祉法人鵜坂福祉会へ譲渡するもの
 - ア 場 所 富山市婦中町上田島2番地
 - イ 構 造 木造平屋建
 - ウ 床面積 1,087.31㎡
- 4 平成20年度農業共済事業賦課金の総額及び賦課単価決定の件
- 5 平成20年度農業共済事業特別積立金の取崩しに関する件

D 追加提出(5件)

1 契約案件包括外部監査契約締結の件

2 人事案件

- (1) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件
- (2) 富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- (3) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- (4) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件